

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	委託担当 健康福祉局障害者更生相談所 事務係 電 話 045(473)0666
----------	---------	-----	---

## 設 計 書

1 契 約 件 名 令和5年度 カード様式障害者手帳の交付及び返還業務に係る人材派遣業務

2 履 行 場 所 健康福祉局障害者更生相談所

3 履 行 期 間 期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

又 は 期 限 期限 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 まで

4 契 約 区 分  確定契約  概算契約 \_\_\_\_\_

5 その他特約事項 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

6 現 場 説 明  不要

要 ( \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分 \_\_\_\_\_ 場所 )

7 委 託 概 要

(1) カード様式障害者手帳の交付及び返還業務補助

(2) 障害者手帳作成業務補助

(3) 電話問合せ対応業務

8 部 分 払

す る (12回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額
通常派遣	4～3月	12	月		

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

委 託 代 金 額	¥ _____
内 訳 業 務 価 格	¥ _____
消費税及び地方消費税相当額	¥ _____

## 内 訳 書

名 称	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
通常派遣費	(2,916)	時間	( )	( )	
合計				( )	
消費税及び 地方消費税相当額				( )	
総計				( )	

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を ( ) で囲む

# 仕様書

- 1 件名  
令和5年度 カード様式障害者手帳の交付及び返還業務等に係る人材派遣業務
- 2 人数  
原則として1日2名とする。  
また、派遣にあたっては、特定の派遣労働者（概ね4名以内）が交代で従事できるものとする。その場合、受託者はシフト表（派遣労働者名簿）を作成し、従事日の5営業日前までに委託者へ提出する。
- 3 契約期間  
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 4 勤務日  
月～金（祝日除く）  
9時～16時（昼休憩12時～13時）  
（12月29日から1月3日は勤務不要日とする）
- 5 勤務場所  
横浜市障害者更生相談所執務室内  
(1)横浜市港北区鳥山町1770番地 横浜市総合リハビリテーションセンター1階  
(2)横浜市港北区鳥山町1735番地 横浜市総合保健医療センター4階
- 6 業務内容  
(1)カード様式障害者手帳の交付及び返還業務補助（入力業務含む）  
(2)障害者手帳作成業務補助  
(3)電話問合せ対応業務
- 7 資格要件等  
なし（電話のやりとりがあるため、同様の業務に係る経験がある者が望ましい）
- 8 派遣代金の支払  
派遣料金は契約期間の月末締めとする。  
受託者は横浜市契約規則に定める部分検査に合格した場合、当該月ごとの部分払いを求めることができる。この場合において、委託者は適法な支払請求書を受理した日から起算して30日以内に部分払金を支払うものとする。  
なお、部分払金については、派遣労働者ごとに派遣時間（15分単位。15分未満切り捨て）に単価を乗じて得られた額（1円未満切り捨て）を算出し、当該産出額を合計した額に消費税額（1円未満切り捨て）を加えた額とする。
- 9 交通費  
就業場所への通勤に要する交通費はすべて受託者が負担すること。

## 10 安全及び衛生

委託者は、労働安全衛生法の趣旨に沿って快適な作業環境の保持に努めるものとする。

## 11 勤怠管理

(1)受託者は、就業時間前にその日の欠勤・遅刻者を甲に報告するものとする。

(2)受託者は、月ごとに勤務実績の把握を行い、委託者に報告するものとする。また、委託者は月の途中で勤務実績を把握する必要がある場合、受託者に報告を求めることができる。

## 12 派遣労働者の休暇取得

(1)派遣労働者が派遣先の指定する派遣期間中に、派遣元の付与する有給休暇を取得する場合には、休暇取得日の前日までに、派遣先の選任する責任者に対して休暇の取得を申し出ること。

(2)派遣元及び派遣労働者は、休暇の取得にあたっては、業務の進ちよくに支障を来さないよう留意すること。

(3)派遣先は、業務の進ちよくに支障を来すと判断した場合には、派遣元に対して、代替の派遣労働者を求めることができるものとする。

## 13 データの適正な管理

(1)受託者及び派遣労働者は、データ等その他の業務の履行に必要な書類の授受、処理、保管その他の管理にあたっては、漏洩、滅失、毀損等を防止し、その適正な管理を図らなければならない。

(2)受託者及び派遣労働者は、業務の履行のために委託者から提供された支給品、貸与品、データ等を業務の履行以外の用途のために複写もしくは複製、第三者への提供及び外部への持出しを行ってはならない。

## 14 個人情報及び機密の取扱い

(1)受託者及び派遣労働者は、業務において知り得た個人情報及び機密その他の情報を他に漏洩してはならない。特に個人情報の取扱いについては、十分留意し、漏えい、滅失、き損の防止、その他適切な管理に努め、受託者は、個人情報保護のための必要な規定の整備、従業員教育等個人情報を保護するために必要な措置を講ずること。また、このことについて派遣労働者の就業時間外及び本契約終了後も同様とする。

(2)この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」(別紙)を遵守しなければならない。また、個人情報の漏洩等の行為には、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく罰則が適用される場合があるので注意すること。

## 15 派遣先責任者・派遣元責任者

(1)委託者及び受託者は、契約締結時に責任者を各々1名選任するものとする。

(2)委託者及び受託者は、それぞれ派遣先責任者及び派遣元責任者に、派遣労働者から申し出を受けた苦情処理、委託者受託者間の連絡調整その他労働者派遣法第36条及び第41条の規定する事項を行わせる。

## 16 指揮命令者

- (1)委託者は、派遣労働者を直接指揮命令して自己の業務のために使用し、本仕様書に定める就業条件を守って対象業務に従事させるものとし、契約締結時に健康福祉局障害者更生相談所職員の中から指揮命令者を選任するものとする。
- (2)指揮命令者は、対象業務の処理について本仕様書に定める事項を守って派遣労働者を指揮命令し、対象外の業務に従事せしめないよう留意し、派遣労働者が安全、正確かつ適切に対象業務を処理できるよう、対象業務の方法、その他必要な事項を派遣労働者に周知・指導する。
- (3)指揮命令者は、前項に定めた以外においても、職場維持、規律の維持のために必要な事項を派遣労働者に指示することができる。
- (4)委託者は、指揮命令者が派遣労働者に対して行う指揮命令等により生じた事項について責任を負う。

## 17 派遣労働者からの苦情の処理

### (1)苦情の申出を受ける者

委託者及び受託者は、契約締結時に派遣労働者からの苦情の申出を受ける者を各々1名選任するものとする。

### (2)苦情処理方法、連携体制等

ア 委託者及び受託者における16の(1)で選任された者が派遣労働者から苦情の申出を受けたときは、ただちに15の(1)で選任された委託者または受託者の責任者へ連絡することとし、当該委託者または受託者の責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとする。

イ 委託者及び受託者は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

ウ 派遣労働者からの苦情について、本人あてに回答又は通知するときは、必ず苦情の申し出を受けた者が責任をもって行うものとし、委託者及び受託者は、苦情を申し出たことを理由として当該派遣労働者に不利益な取り扱いをしてはならない。

## 18 派遣労働者の変更等

- (1)派遣労働者が、委託者の指揮命令に従わない場合又は著しく業務に不適合と委託者が判断した場合は、委託者受託者協議の上、受託者は、当該派遣労働者に対し、是正を求めなければならない。
- (2)委託者は、当該派遣労働者が前項の規定にも関わらず是正しないとき又は是正される見込みがないと認めるときは、受託者に対し、書面により当該派遣労働者の変更を求めることができる。
- (3)受託者は、前項の求めがあったときは、速やかに当該派遣労働者を変更しなければならない。

## 19 損害賠償

- (1)受託者は、対象業務の実施に関し、自己又は派遣労働者の故意又は過失により、委託者又は第三者に対して損害を与えた場合は、ただちに委託者に報告するとともに、委託者又は第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他

自己の責めに帰することのできない事由により生じた損害についてはこの限りではない。

- (2) (1)に規定する損害のうち、第三者に対する損害の発生に際し、委託者にも過失が認められる場合においては、委託者受託者共同してその損害を賠償するものとし、その賠償に要する経費負担は、委託者受託者協議してこれを定めるものとする。

## 20 業務上災害等

(1)受託者は、派遣就業に伴う派遣労働者の業務上災害及び通勤災害については、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 8 章で定める使用者の責任並びに労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）及び労働保険の保険料の徴収に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）で定める事業主の責任を負う。

(2)委託者は、受託者の行う（1）の手続きについて、必要な協力をしなければならない。

(3) (1)、(2)に定める他法令に特段の定めがある場合には、これに従うものとする。

## 21 その他特記事項

### (1)権利義務の譲渡

受託者は、契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

### (2)自己の雇用する派遣労働者以外の派遣禁止

受託者は、自己の雇用する派遣労働者以外を委託者に派遣してはならない。

### (3)労働・社会保険の適用の促進

受託者は、労働保険及び社会保険の加入基準を満たす労働者を派遣するときは、加入手続きを適切に行い、被保険者となったことの確認に関する書類等を委託者に通知すること。

### (4)見積金額内訳書の提出

受託者は、契約締結時に見積金額について、内訳書を作成し委託者に提出すること。

### (5)その他

この仕様書に定めない事項については、労働者派遣法及び横浜市契約規則の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者及び受託者は信義誠実の原則に従い協議して定める。